

飼料増産総合対策事業のうちエコフィード緊急増産対策

【100（488）百万円】

対策のポイント

TMRセンター等における食品残さの利用拡大の推進、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングのための情報整備、エコフィードを給与して得られた畜産物の認証制度の検討等を実施します。

<背景／課題>

エコフィードを生産・利用するためには、食品関連事業者、飼料化業者、畜産農家等の関係者が地域的又は広域的な連携を図るとともに、量的・質的に安定したエコフィードの生産・供給体制を構築する必要があります。

また、更なるエコフィードの利用拡大を図るためには、消費者等を含めた関係者に対する理解醸成等が必要です。

(エコフィードとは)

エコフィードとは、食品残さ等を利用して製造された飼料です。エコフィードの利用は、食品リサイクルによる資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上等を図る上で重要な取組です。

政策目標

飼料自給率の向上

26%（平成20年度）→38%（平成32年度）

<主な内容>

1 事業内容

(1) 地域未利用資源の利用拡大

地域の畜産農家等が共同で使用するTMRセンター等において、地域で発生する食品残さ（豆腐粕、農場残さ等）の収集や飼料作物（牧草等）の生産により混合飼料を製造する取組に対し支援します。

【補助率：定額、1/2】

(2) 配合飼料原料としてのエコフィードの生産拡大

配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者が連携してエコフィードの生産・利用量を増加させる取組を支援します。

【補助率：定額、1/2】

(3) マッチング・システムの構築

地域において、食品産業（排出側）及び畜産業（利用側）等が、お互いの情報をマッチングするためのシステムの構築を支援します。

【補助率：定額】

(4) 地域未利用資源飼料化確立の支援

マッチングシステムの情報等を活用し、食品残さの飼料化を実現するために必要な実証試験等を支援します。

【補助率：定額】

(5) エコフィード利用畜産物認証制度の構築

消費者の理解の下、畜産農家がエコフィードを安定的に利用するためのエコフィード利用畜産物認証制度の構築を支援します。

【補助率：定額】

2 事業実施主体

民間団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-3591-6745（直））]